



令和6年度 学校だより

つなぐ

翠輝学園 つくば市立
みどりの南小学校
第37号
発行日 R6.12.18

一人残らず幸せになれる学校のために

6年「弁護士」による授業

前回、4年生でのいじめ防止に関する取組をお伝えしましたが、6年生での取組についても紹介します。去る11月5日(火)午前、6年生において、弁護士の方を招聘した「弁護士によるいじめ予防授業」を実施しました。

最初に弁護士の仕事について話を聴き、次に4年生同様「人権」について学んだ後、いじめの定義について学びました。そして、ドラえものの登場人物を例に「“許されるいじめ”はあるか？」について考えました。もちろん、許されるいじめはありません。いじめている人や他人に迷惑をかけている人に対する仕返し(いじめ)は許される、と考えていた子もいましたが、いじめによって解決するのではなく、他の方法で解決するしかないことを学びました。いじめで解決することが認められれば、永遠にいじめはなくなりません。

また、思いやりのある人について、心の中に「コップ」があり、相手に対して「いやな水を溜めない」「いやな水を抜いてあげる」ことができる人が思いやりのある人であり、そのための想像力を高めてほしいというお話がありました。

そして、最後に、ネットいじめについて説明があり、「これらの問題が『社会全体(世界全体)の問題』であり、インターネット社会をこの後、正しい方向へ舵取りしていくのは、若い皆さんの役目です。期待しています。」とのメッセージをいただきました。

いじめは、加害児童が「からかい」「いじり」と思っている、被害児童が心身の苦痛を感じていれば「いじめ」になります。どの学校でも起こりうるものですので、今後もいじめ防止に取り組むとともに、早急に対応してまいります。お気づきのことがありましたら、いつでもご相談ください。

※いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されています(いじめ防止対策推進法)。学校もこの法律に則って対応していきます。

みなみ 掲示板

【登校班の編制での個人情報の取り扱いについて】

登校班については、スクリレ(11/30)での申請フォームへの入力へのご協力ありがとうございました。その結果、約82%の方が登校班を利用するとのことでした。そして現在、その中でお伝えした通り、学校支援組織「すいきハッピープロジェクト」事務局を中心に、学校が協力しながら準備を進めています。

今回、その際に保護者の方から、登校班編制での「個人情報の取り扱い」についてお問い合わせがありましたので、事務局と検討した結果をお知らせします。

今回、Formsで入力いただいた個人情報(電子データ)の取り扱いについては、現時点で、「すいきハッピープロジェクト」において、その取り扱いに関するガイドラインをまだ策定していないため、今回は以下のように取り扱うこととしました。

- ①個人情報の電子データは、事務局に渡すことはありません。(もちろん、保護者の個人の端末で扱うことはありません。登校班名簿は紙で渡します。)
- ②個人情報の電子データの操作は、学校の端末で行います。(端末の操作は、「すいきハッピープロジェクト」事務局の保護者が行うこともあります。ただし、学校において、教員が立会いの下で行います。)
- ③登校班(案)が決定後、班長には、当該班の登校班名簿(紙媒体)を渡します。(連絡調整のため)

以上、ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。何かございましたら、学校までお問い合わせください。

